

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨及び指定等に関する審査基準

平成19年3月30日制定
平成22年8月30日改正
平成26年4月1日改正
令和4年4月1日改正

1 趣旨

この審査基準は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）に基づく、推奨及び指定を行う場合の審査基準を定め、もって条例の適正な運用を図る。

2 優良図書等の推奨の審査基準

(1) 条例第5条の2の規定による書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもの（以下「優良図書等」という。）の推奨の対象から除くものは、次のとおりとする。

ア 実用書及び図鑑、辞書、辞典に属する参考書並びに入門書等、学習のために供されるもの

イ 特定の政党、宗教、企業等を支持し、宣伝することを目的としたもの

(2) 優良図書等の推奨の審査基準は、次のとおりとする。

ア 人間としての愛情を豊かに育てるもの

イ 自然を愛し、親しむ豊かな心を育てるもの

ウ 生きる力、喜び、生命を尊重する心を呼び起こすもの

エ 社会における良識と倫理観のかん養に役立つもの

オ 情操心と教養を高めるもの

カ 社会参加と奉仕の精神の意欲を高めるもの

キ 秋田県及び秋田県出身者を題材にし紹介した図書等で郷土愛を育てるもの

ク その他青少年の健全な心身の成長に役立つもの

(3) (2)のアからクまでに該当する図書等で、その作成に秋田県出身者が関わったものについては、特に推奨するものとする。

3 有害図書類、有害興行、有害広告物、有害特定玩具類の指定並びに命令の審査基準

条例第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条第1項及び第13条第3項による指定並びに命令の審査基準は次のとおりとする。

(1) 「著しく青少年の性的感情を刺激するもの」とは、おおむね次のとおりとする。

ア 演出、描写、表現が性行為、わいせつ行為を露骨に表現したもの、又はこれらの行為を容易に連想させるように表現をしているもの

イ 男女の肉体又は下着などを装着（ぼかしを含む。）の姿態で、その一部を

刺激的に演出、描写の表現をしているもの

- ウ 性的行為を行うにいたるまでの方法、過程、所作、感情等を過度に演出、表現をしているもの
- エ 卑わいな感じのする全裸、半裸又はこれらに近い姿態及び抱擁、ベットシーンを表現し、又はわいせつ行為を暗示する写真、絵画、字句を取り入れたもの
- オ 変態的な性欲を演出、描写、表現をしているもの
- カ 性衛生及び性病を人道的又は科学的観点を超えて必要以上に不自然に演出、描写、表現をしているもの

(2) 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発、又は助長するもの」とは、おおむね次のとおりとする。

- ア 暴力を肯定し、不当に賛美するような演出、描写、表現をしているもの
- イ 殺人、傷害、暴行、処刑等の殺傷による肉体的苦痛、又は精神的苦痛を陰惨又は刺激的に演出、描写、表現をしているもの
- ウ 人に残虐的な行為を擬似的に体験させるもの

(3) 「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの」とは、おおむね次のとおりとする。

- ア 刑罰法令に触れる行為又は自殺を賞賛し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような演出、描写、表現をしているもの
- イ 刑罰法令に触れる行為又は自殺の手段、方法等を模倣できるように詳細又は刺激的に演出、描写、表現をしているもの
- ウ 人に刑罰法令に触れる行為を擬似的に体験させるもの

(4) 「著しく人の生命、身体、財産に対し、危害を及ぼすもの」とは、おおむね次のとおりとする。

- ア 鉄砲及び刀剣を形どったもの、飛道具又は投げることを目的としたものでその機能が身体に危害を加え、又は犯罪行為を誘発するおそれのあるもの
- イ 玩具用煙火でその構造又は機能が身体又は、財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ウ 玩具類の形態、構造又は機能が性器及び性行為を連想させ、又は性的行為の用具となるおそれのあるもの
- エ その他玩具類でその構造又は、機能が身体又は、財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。